

令和4年6月20日

吸収分割に関する事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

東京都品川区北品川五丁目9番11号
ソーバル株式会社
代表取締役社長 推津 敦

当社は、株式会社AGEST（以下「承継会社」といいます。）との間で2022年6月13日に吸収分割契約を締結し、当社を吸収分割株式会社、承継会社を吸収分割承継株式会社とする会社分割により、2022年8月1日を効力発生日とし、当社のエンジニアリング事業の一部である、開発中の試作品の評価・検証や生産前の製品の品質評価をする「品質評価」サービス事業（以下「対象事業」といいます。）に属する権利義務を承継会社に承継させることといたしました（以下「本件吸収分割」といいます。）。

本件吸収分割を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は下記のとおりです。

なお、承継会社は、令和3年12月10日に株式会社デジタルハーツネットワークスから株式会社AGESTへ商号変更を行っております。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 本件吸収分割の対価の相当性に関する事項

当社は、本件吸収分割の対価として、承継会社より金3億8000万円の交付を受ける予定です。本件吸収分割は、資本関係のない当事会社間における事業の承継の手段として行われるものであり、金銭を対価とすることが相当であると判断しております。また、本件吸収分割において当社が承継会社より交付を受ける金銭の額は、対象事業の状況、将来の見通し及びフィナンシャル・アドバイザーからのアドバイス等を総合的に勘案し、当社及び承継会社間における協議を経て決定されたものであり、相当であると判断しております。

3. 承継株式会社に関する事項

(1) 承継会社の最終事業年度にかかる計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 承継会社について、最終事業年度の末日後に生じた重大な財産の処分、重大な債務の負担、その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

承継会社は、令和4年4月1日、株式会社デジタルハーツのエンタープライズ事業を会社分割により承継しました。

承継会社は、令和4年4月1日、承継会社を存続会社、株式会社レッドチーム・テクノロジーズを消滅会社とする吸収合併を行いました。

承継会社は、令和4年4月1日、承継会社を存続会社、株式会社ロジギアジャパンを消滅会社とする吸収合併を行いました。

4. 当社（吸収分割株式会社）について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

当社は、本件吸収分割を行うに際し、効力発生日以後における当社の債務及び承継会社における本件吸収分割により承継させる債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断しました。

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2022年2月28日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ3,811,633,658円及び860,973,484円です。また、本件吸収分割により当社から承継会社へ承継する資産の見込額は、6,068,637円です。したがって、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

その他、当社の本件吸収分割後の事業活動において予想される当社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしましたが、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。

以上より、本件吸収分割の効力発生日以後における当社における債務の履行の見込みはあると判断しております。

(2) 承継会社における債務の履行の見込みについて

承継会社の2022年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ34,066,378円及び9,643,611円です。

本件吸収分割により承継会社が当社から承継する資産及び負債の状況、令和4年6月13日から現在に至るまでの承継会社の資産及び負債の状況並びに本件吸収分割の効力発生日までのそれらの変動を併せ考慮しても、効力発生日における承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

その他、承継会社の本件吸収分割後の事業活動において予想される承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしましたが、本件吸収分割により承継会社に承継させる債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておられません。

以上より、本件吸収分割の効力発生日以後における承継会社に承継させる債務については、履行の見込みがあると判断いたします。

6. 本日後、上記に掲げる事項に変更が生じたときは変更後の当該事項該当事項はありません。

以上

別紙 1

吸収分割契約書

吸収分割契約書

ソーバル株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社AGEST（以下「乙」という。）とは、甲の品質保証事業（第1条第1項で規定する「本件事業」を指す。）を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的等）

- 1 甲は、本契約の定めに従い、第2条で規定する効力発生日において、吸収分割の方法により、開発中の試作品の評価・検証や生産前の製品の品質評価をする「評価」サービスを提供する事業（以下「本件事業」という。）に関して有する第3条第1項で規定する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本吸収分割」という。）。
 - 2 甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。
 - (1) 甲：吸収分割会社
商号：ソーバル株式会社
住所：東京都品川区北品川五丁目9番11号 大崎MTビル
 - (2) 乙：吸収分割承継会社
商号：株式会社AGEST
住所：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティビル41階

第2条（効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和4年8月1日とする。ただし、本吸収分割の手の進行等に応じ必要があるときは、甲及び乙は協議し合意のうえこれを変更することができる。

第3条（承継する権利義務等）

- 1 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務及び契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
- 2 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（本吸収分割に際して交付する対価）

- 1 乙は、甲に対し、承継対象権利義務の対価として、金3億8000万円（以下「本件対価」という。）を支払う。
- 2 乙は、甲に対し、前項の対価を、令和4年8月1日限り、甲が指定する銀行口座に振込送金することにより支払う。振込送金に要する費用は乙の負担とする。
- 3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、効力発生日時点で役務提供が開始され、かつ効力発生日に業務が完了していない承継対象の請負契約については、効力発生日の前日までに甲が負担した原価相当額を本件対価に加算することとする。なお、甲は、甲が効力発生日の前日までに負担する原価相当額について、甲の工数管理を基準として予め算定し、効力発生日の5営業日前までに乙に書面で通知するものとする。

第5条（吸収分割承認決議）

- 1 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約について、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく行う。
- 2 乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく行う。なお、会社法第796条第2項における乙の純資産額の算定基準日は令和4年7月31日とする。

第6条（善管注意義務）

- 1 甲は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業に係る業務執行及び承継対象権利義務に係る財産管理を行う。
- 2 本契約締結日から効力発生日までの間に承継対象権利義務に増減が生じた場合には、甲は乙に対し、速やかに通知するものとする。

第7条（従業員説明会等）

- 1 甲及び乙は、別途協議のうえ合意したスケジュール及び内容で、承継対象権利義務に含まれる労働契約に係る甲の従業員（以下「承継対象従業員」という。）に対し、共同で従業員説明会を開催する。
- 2 甲は、承継対象従業員から、甲及び乙で別途協議のうえ定めた同意書を、効力発生日までに取得するよう最大限努力するものとする。

第8条（甲による表明保証）

甲は、乙に対し、本契約締結日及び効力発生日の各時点において、以下の各号に定める事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 甲は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業を行うために必要な権限及び権能を有している。
- (2) 甲は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有している。
- (3) 甲は、本契約の締結及び履行に関し、法令、定款その他甲の内部規則に従った必要な手続をすべて履行している。
- (4) 本契約は、有効かつ適法に締結され、甲の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、甲に対し強制執行が可能である。
- (5) 甲による本契約の締結及び履行は、法令、定款その他の社内規則に違反するものではなく、甲が当事者となっている契約等における債務不履行事由等を構成するものではなく、司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、かつ、承継対象権利義務に対し担保権その他の負担を生じせしめる結果となるものではない。
- (6) 甲は、本件事業を行うに当たって、法令上必要な許認可及び承認をすべて取得しており、当該許認可等はすべて有効に存続している。
- (7) 甲に関して、破産、民事再生、会社更生、特別清算又はこれらに類似の倒産手続の開始の申立てはなされておらず、また、かかる申立ての原因も存在しない。また、本契約の締結及び履行は、かかる倒産手続の開始事由とならない。

第9条（乙による表明保証）

乙は、甲に対し、本契約締結日及び効力発生日の各時点において、以下の各号に定める事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 乙は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業を行うために必要な権限及び権能を有している。
- (2) 乙は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有している。
- (3) 乙は、本契約の締結及び履行に関し、法令、定款その他甲の内部規則に従った必要な手続をすべて履行している。
- (4) 本契約は、有効かつ適法に締結され、乙の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、乙に対し強制執行が可能である。
- (5) 乙による本契約の締結及び履行は、法令、定款その他の社内規則に違反するものではなく、乙が当事者となっている契約等における債務不履行事由等を構成するものではなく、司法・行政機関等の判断等に違反するものではない。
- (6) 乙は、本件事業を行うに当たって、法令上必要な許認可及び承認をすべて取得しており、

当該許認可等はすべて有効に存続している。

- (7) 乙に関して、破産、民事再生、会社更生、特別清算又はこれらに類似の倒産手続の開始の申立てはなされておらず、また、かかる申立ての原因も存在しない。また、本契約の締結及び履行は、かかる倒産手続の開始事由とならない。

第10条（業務提携契約）

- 1 甲及び乙は、相互の企業価値の向上のため、別途協議のうえ、効力発生日までに事業提携契約を締結する。
- 2 本吸収分割の効力は、前項の事業提携契約が締結され、同契約が効力発生日において有効に存続していることを停止条件として発生するものとする。

第11条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降も、会社法第21条に規定される義務を負わない。

第12条（補償）

- 1 甲及び乙は、各自の本契約上の重大な義務違反又は表明保証が重要な点において真実でなく若しくは正確でなかったことに起因して、相手方当事者が直接的に被った損害、損失、費用等（合理的な弁護士費用を含む。以下、総称して「損害等」という。）について、効力発生日から1年以内に書面による請求があった場合に限り、相手方当事者に対して補償する。但し、相手方当事者の故意又は過失に基づき発生した損害等についてはこの限りでない。
- 2 前項の補償額は、累計で本件対価の30%を上限とする。

第13条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、本契約に基づく契約上の地位及び権利義務の全部又は一部を、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に譲渡、承継し又は担保に供してはならない。

第14条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を正当な理由なく第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 2 甲及び乙は、前項に関わらず、本契約の目的の達成のために必要な限度で、自己及びグループ会社の役員及び従業員、弁護士、公認会計士、税理士等法令上の守秘義務を負う者並びにファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタント等に対し、本条と同一の守秘義務を課して、相手方の秘密情報を開示することができるものとする。
- 3 次に定める情報については、前二項を適用しない。
 - (1) 開示を受けた者が知り得た時点で、既に公知のもの
 - (2) 開示を受けた者が知り得た時点で、既に開示を受けた者が所持していたもの
 - (3) 開示を受けた者が知り得た後に、開示を受けた者の責めによらず公知となったもの
 - (4) 開示を受けた者が正当な権利を有する第三者から秘密保持の義務を負わず入手したもの
 - (5) 開示を受けた者が秘密情報を利用することなく独自に開発したもの
- 4 前三項は本契約が終了した場合においても、終了後2年間は、その効力を存続する。

第15条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」と総称する。）ではないこと
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- 2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 前項第1号の確約に反する表明をしたことが判明した場合
 - (2) 前項第2号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第3号の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。
- 4 第二項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第16条（本吸収分割条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、天変地変その他の事由により、資産状態、経営状態に重大な変更が生じた場合及び本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合は、別途協議し双方合意のうえ、本契約の内容を変更又は本契約を解除することができる。

第17条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関して必要な事項については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

第18条（合意管轄裁判所）

本契約に係る一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年6月13日

(甲) 東京都品川区北品川五丁目9番11号 大崎MTビル
ソーバル株式会社
代表取締役 推 津



(乙) 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティビル41階
株式会社AGEST
代表取締役 二 宮 康 真



承継対象権利義務明細表

1. 資産
効力発生日における本件事業に関する仕掛品
2. 負債
なし
3. 契約（雇用契約を除く。）
効力発生日において本件事業に属する一切の契約（但し、本件事業に関連する基本契約を除く。）における契約上の地位及びこれに基づく権利義務
4. 雇用契約
効力発生日において本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約及びこれに基づく権利義務
5. 許認可等
なし
6. 知的財産権
なし

別紙 2

承継会社の最終事業年度にかかる計算書類等の内容

(添付書類)

事業報告書

(令和 2年 4月 1日から
令和 3年 3月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当事業年度は、当社の主事業として継続してきたセキュアひかり回線の販売については2020年12月を以て終息し、デジタルハーツの事業において高まるエンジニア派遣等を中心としたIT人材ニーズへの対応を強化する目的で、2020年7月よりSES事業（システムエンジニアリングサービス）による特定派遣事業を上げ強化して参りました。

今般の強いIT人材ニーズに支えられたことから売上高は543,322千円、営業利益は7,139千円、当期純利益は27,104千円となりました。

貸借対照表

(令和 3年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 129,549 | 流動負債 | 100,993 |
| 現金及び預金 | 13,667 | 未払金 | 66,349 |
| 売掛金 | 114,449 | 未払正社員給与手当 | △3 |
| 前払費用 | 1,357 | 未払費用 | 964 |
| その他 | 74 | 未払法人税等 | 180 |
| 固定資産 | 612 | 未払消費税等 | 7,021 |
| 無形固定資産 | 117 | 預り金 | 394 |
| 知的財産権仮 | 117 | 賞与引当金 | 473 |
| 投資その他の資産 | 495 | 損失引当金 | 25,613 |
| 繰延税金資産 | 165 | 負債合計 | 100,993 |
| 敷金及び保証金 | 330 | 純資産の部 | |
| | | 株主資本 | 29,168 |
| | | 資本金 | 30,000 |
| | | 利益剰余金 | △831 |
| | | 繰越利益剰余金 | △831 |
| | | 純資産合計 | 29,168 |
| 資産合計 | 130,162 | 負債純資産合計 | 130,162 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 令和 2年 4月 1日)
(至 令和 3年 3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|--------|---------|
| 売上高 | | 543,322 |
| 売上原価 | | 459,571 |
| 売上総利益 | | 83,750 |
| 販売費及び一般管理費 | | 76,611 |
| 営業利益 | | 7,139 |
| 営業外収益 | | |
| その他の | 0 | 0 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 11 | |
| その他の | 0 | 11 |
| 経常利益 | | 7,127 |
| 特別利益 | | |
| 債務免除益 | 30,000 | |
| その他特別利益 | 500 | 30,500 |
| 特別損失 | | |
| その他特別損失 | 10,509 | 10,509 |
| 税引前当期純利益 | | 27,118 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 180 | |
| 法人税等調整額 | △165 | 14 |
| 当期純利益 | | 27,104 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 令和 2年 4月 1日)
(至 令和 3年 3月31日)

(単位：千円)

| | 資本金 | 株主資本 | | | |
|---------|--------|-------|--------------|-------------|---------------------|
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 | | 利益剰余 |
| | | | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 10,000 | — | — | — | △27,935 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 20,000 | | | | |
| 当期純利益 | | | | | 27,104 |
| 当期変動額合計 | 20,000 | — | — | — | 27,104 |
| 当期末残高 | 30,000 | — | — | — | △831 |

| | 株主資本 | | 純資産額 |
|---------|-------------|---------|---------|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | |
| | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | △27,935 | △17,935 | △17,935 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行 | | 20,000 | 20,000 |
| 当期純利益 | 27,104 | 27,104 | 27,104 |
| 当期変動額合計 | 27,104 | 47,104 | 47,104 |
| 当期末残高 | △831 | 29,168 | 29,168 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式に関する事項

当事業年度末における発行済株式の数

普通株式 3,000株

計算書類に係る附属明細書

株式会社デジタルハーツネットワークス

第 4 期

〔 自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 3 年 3 月 31 日 〕

附属明細書

(自 令和 2年 4月 1日)
(至 令和 3年 3月 31日)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

| 区分 | 資産の種類 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 | 当期償却額 | 差引期末 帳簿価額 |
|----------------|--------|------|-------|-------|------|------------------------------|-------|--------------|
| 無形 固定 資産 | 知的財産権仮 | — | 117 | — | 117 | — | — | 117 |
| | 計 | — | 117 | — | 117 | — | — | 117 |

2. 引当金の明細

(単位：千円)

| 区分 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 賞与引当金 | 0 | 473 | 0 | 473 |
| 損失引当金 | 15,104 | 25,613 | 15,104 | 25,613 |

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 摘 要 |
|----------|--------|-----|
| 役員報酬 | 1,120 | |
| 正社員給与手当 | 39,466 | |
| 社員通勤手当 | 1,092 | |
| 業務委託料 | 3,241 | |
| 賞与引当金繰入額 | 1,157 | |
| 法定福利費 | 5,577 | |
| 採用費 | 360 | |
| 地代家賃 | 1,188 | |
| 消耗品費 | 147 | |
| 通信費 | 108 | |
| システム関連費 | 1,319 | |
| 支払手数料 | 20,184 | |
| 顧問料 | 700 | |
| 金融機関手数料 | 310 | |
| 租税公課 | 398 | |
| その他 | 239 | |
| 計 | 76,611 | |

監査報告書

私監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年6月14日

株式会社デジタルハーツネットワークス
監査役 伊達 将英 印